

議 事 概 要

1 委員会運営について

(1) 申合せ事項等

〔資料1「委員会運営に関する申合せ事項等」参照〕

- ・5月19日の議会運営委員会において、今期の申合せ事項が決定されたので、各種規程等とあわせた順守に格段の協力を要請。

(2) 代表者会議の運営等

- ・定例会中における代表者会議は、一般的には、委員会初日の開会30分前、一般審査終了後及び知事質問終了後に開会しているが、慣例的に開会するのではなく、協議・調整が必要な場合に限り、開会してはどうかと考えている。

- ・委員会初日の開会30分前の代表者会議については、

- ・協議項目である正副常任委員長会議の報告については、すでに各会派内で周知されている事項を再確認。
- ・質問通告者についても、事務局があらかじめ各会派に確認し、一覧に整理したもので通告者を再確認。
- ・各審査日における質問者数は、概ね半数ずつとすることを協議の上決定しているが、事務局が正副委員長と事前に調整し、あらかじめ各会派代表者にその結果の周知を図っている。

以上のような内容であることから、正副常任委員長会議の報告内容や、事前に事務局が調整した事項については、委員長名で各代表者あてにメールで周知を図ることで、委員会開会日の代表者会議は省略することについて各会派了承。

- ・一般審査終了後及び知事質問終了後の代表者会議は、協議・調整が必要となるため、従前どおり開会。

2 説明員の出席の取扱いについて

- ・委員会については、申合せ事項のとおり、絞込みが可能な場合は、理事者側で出席者を限定することを認めるとともに、休憩又は質問者ごとに入れ替わり出席して差し支えない。
- ・府民文化部のうち教育に関する事項は、教育常任委員会が所管していることから、府民文化部次長は、原則、本委員会への出席を求めないことで各会派了承。
- ・大阪府と大阪市の共同設置組織である万博推進局は、本委員会の日程が大阪市会の本会議又は委員会と重なった場合、万博推進局長は市会へ出席すること、また、同様の共同設置組織であるIR推進局については、本委員会の日程が大阪市会の本会議と重なった場合のみ、IR推進局長は市会へ出席することが、5月19日の議会運営協議会で整理されている。
- ・委員協議会は説明聴取を主体とした会議であるため、これに応じた説明員が出席。
- ・本日の委員協議会は、委員会構成後初めての会議のため、理事者全員が出席し、説明者を紹介。

議 事 概 要

3 本日の委員協議会について

[資料2「府民文化常任委員協議会次第」参照]

- このあと11時から委員協議会を開会し、所管事務事業の概要について理事者から説明を聴取。
- 説明資料は、府議会情報共有サイトに掲載されているので、モバイル端末等にダウンロードのうえ持参するよう依頼。